

神戸市人と猫との共生推進協議会 設立総会

議 事 次 第

日時：平成 29 年 4 月 17 日（月） 14：00～

場所：神戸市役所 4 号館（危機管理センター） 1 階北側会議室

1 開会

2 挨拶 神戸市副市長 玉田 敏郎

3 出席者紹介

4 経緯説明 神戸市

5 議事

- (1) 神戸市人と猫との共生推進協議会規約案について
- (2) 役員を選任について
- (3) 平成 29 年度事業計画案について
- (4) 平成 29 年度収支予算案について
- (5) 運営に必要な各種規程について

6 その他

7 挨拶 神戸市保健福祉局長 三木 孝

8 閉会

神戸市人と猫との共生推進協議会 設立総会 出席者名簿

所属	職名	氏名
公益社団法人 神戸市獣医師会	会長	中島 克元
	会計理事	岸本 英一
	事業担当委員	橋本 裕規
NPO 法人 神戸猫ネット	理事長	杉野 千恵子
	副理事長	高野 稔
	事務局長	下村 美鈴
公益社団法人 日本愛玩動物協会	兵庫県支所 支所長	河合 弥生
	会員	加藤 智子
公益社団法人 Knots	教育部長兼制作室長	小椋 聡
株式会社 フェリンモ	CFV 事業本部 生活雑貨事業部 猫部グループ 上席係長	松本 竜平
	CFV 事業本部 生活雑貨事業部 猫部グループ 主席係長	西尾 聡子
	ビジネスアカウント営業 地域マーケティングラボ 上席主任	大谷 詩野
神戸市自治会連絡協議会	会長	岩佐 光一朗
神戸市婦人団体協議会	副会長	高尾 ひろ子
神戸市商店街連合会	事務局	佐藤 富美代
株式会社 神戸新聞社	論説委員	岸本 達也
欠席		
公益社団法人 日本動物福祉協会		

神戸市	副市長	玉田 敏郎
	保健福祉局長	三木 孝
	保健福祉局健康部長	熊谷 保徳
	保健福祉局健康部生活衛生課 生活衛生担当部長	森川 功一
	保健福祉局健康部生活衛生課 課長	丸尾 登
	保健福祉局健康部生活衛生課 動物衛生担当課長	竹原 孝弘

神戸市人と猫との共生推進協議会 設立総会

資料

資料 1 神戸市人と猫との共生推進協議会規約案

資料 2 平成 29 年度 事業計画案

資料 3 平成 29 年度 事業収支予算案

資料 4 神戸市人と猫との共生推進協議会規程類

- ① 会議の公開に関する規程案
- ② 構成団体の加入及び退会に関する規程案
- ③ 協力者の募集及び登録に関する規程案
- ④ 実費弁償等に関する規程案
- ⑤ 傷害補償及び賠償責任補償に関する規程案
- ⑥ 事業部会運営規程案

神戸市人と猫との共生推進協議会規約案

(趣旨)

第 1 条 この規約は、神戸市人と猫との共生に関する条例（平成 28 年 12 月条例第 22 号。以下「条例」という。）第 9 条第 1 項に規定する「神戸市人と猫との共生推進協議会（以下「協議会」という。）」の組織及び事業の実施に関し、必要な事項を定める。

(構成)

第 2 条 協議会は、別表に掲げる団体（以下「構成団体」という。）で組織する。

2 協議会が実施する繁殖制限事業等に協力可能な共生推進活動団体等（以下「協力者」という。）は、別に定めるところにより、協議会に参画することができる。

(会長)

第 3 条 協議会に会長を置く。

2 会長は、構成団体から選出された者の互選により決定する。
3 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

(協議会の事業)

第 4 条 協議会は、次に定める事業を行う。

- (1) 神戸市の地域猫活動支援制度と連携した野良猫の繁殖制限
- (2) 野良猫への給餌及びふん尿の処理に関する指導及び助言
- (3) 猫の譲渡の推進に関する事業
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事業

(定例会議)

第 5 条 協議会は、年 2 回以上の定例会議を開催するものとする。

2 定例会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
3 定例会議は、構成団体が出席するものとする。
4 会長は、協力者、神戸市職員、その他のものの出席を求めることができる。
5 会長が、事故その他やむを得ない理由により定例会議に出席できないときは、会長の所属する団体に所属する者が会長の職務を代行する。

(定例会議の決定事項)

第 6 条 定例会議は、次の事項を審議、決定する。

- (1) 事業計画及び収支予算、事業報告及び収支決算に関すること。
- (2) 規約の制定、改廃に関すること。
- (3) 構成団体の加入又は退会に関すること。
- (4) その他重要事項の処理に関すること。

2 定例会議は、過半数の構成団体の出席で成立し、議事はその過半数で決するものとする。可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 協議会に、事業部会を置き、第 4 条各号に掲げる事業を実施する。

2 協議会が必要と認めるときは、第 1 項の規定に関らず、別に部会を設置することができる。

(会計)

第 8 条 協議会の経費は、補助金その他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(監事)

第 9 条 協議会に監事を置く。

2 監事は、構成団体に所属する者とする。

3 監事は、年 1 回以上協議会の事業及び会計を監査し、定例会議に報告する。

(事務局)

第 10 条 協議会の事務局は、公益社団法人神戸市獣医師会に置く。

2 協議会の庶務は事務局において処理する。

(協議会の業務に係る傷害補償及び賠償責任補償)

第 11 条 構成団体に所属する者又は協力者が協議会の業務を実施するにあたって生じた傷害補償及び賠償責任補償については、別に定める。

(その他必要な事項)

第 12 条 この規約に定めるもののほか、運営その他必要な事項は、会長が定例会議に諮って定める。

(附則)

この規約は、平成 29 年 4 月 日から施行する。

別表 (第 2 条関係)

獣医師が組織する団体	公益社団法人 神戸市獣医師会
共生推進活動団体	特定非営利活動法人 神戸猫ネット
	公益社団法人 日本動物福祉協会
	公益社団法人 日本愛玩動物協会
	公益社団法人 Knots
	株式会社 フェリシモ
公共的団体等	神戸市自治会連絡協議会
	神戸市婦人団体協議会
	神戸市商店街連合会
	株式会社 神戸新聞社

平成 29 年度 事業計画案

1. 地域猫活動と連携した野良猫の繁殖制限

(1) 野良猫の繁殖制限事業

野良猫により生活環境等に問題が生じている地域において、獣医師等の専門家の助言を得て、猫の生態や行動範囲を考慮しながら、一定区域内の野良猫の不妊去勢手術を計画的・集中的に実施していくことにより、効果的な繁殖抑制に取り組んでいく。

- ① 野良猫に関する情報をもとに選定した地域において、生物学的な見地に基づいた繁殖制限対策区域の設定
- ② 繁殖制限対策区域ごとに、地区別計画の策定
- ③ 繁殖制限対策区域に地域猫活動団体が存在しない場合における、構成団体及び協力者による繁殖制限事業の実施（約400匹）
- ④ 繁殖制限対策区域内で活動する地域猫活動団体が地区別計画に基づいて事前周知・野良猫捕獲・不妊去勢手術実施場所への搬入・もとの場所へのリリース等を行う場合における、不妊去勢手術の実施（約600匹）
- ⑤ 事後の調査及び検証方法の検討

(2) 協議会が行う野良猫の繁殖制限事業にかかる協力者の募集・登録

2. 野良猫の給餌・糞尿等に関する助言指導

- (1) 野良猫の繁殖制限事業に伴う不適正な給餌者に対する指導助言
- (2) 神戸市と連携した指導助言

3. 猫の譲渡の推進

- (1) 市域で保護された猫の譲渡会情報の収集
- (2) 市域で保護された猫の譲渡会情報の発信
- (3) 猫の譲渡会場提供者の情報収集

4. その他

- (1) 定例会議の開催
- (2) ホームページの作成および事業実施状況等の公表
- (3) 神戸市への事業内容等の報告
- (4) その他神戸市との連携

平成29年度 事業収支予算案

(一般会計)

収入の部

平成29年4月1日～平成30年3月31日(単位:円)

科目	予算額	摘要
「神戸市人と猫との共生推進協議会事業費」補助金	11,000,000	神戸市から
合計	11,000,000	

支出の部

平成29年4月1日～平成30年3月31日(単位:円)

科目	予算額	摘要
1. 野良猫繁殖制限事業費	9,600,000	不妊去勢手術費用 (地域猫約600匹、地域猫以外約400匹) 現地作業等の実費弁償(20地区×5名×5日) 印刷経費(事前周知チラシ、猫管理票等)
2. 野良猫の給餌等に関する指導助言費	54,000	現地指導の実費弁償(2名×9カ所×3,000円)
3. 猫の譲渡の推進事業費	110,000	譲渡会等の情報収集及び情報発信 (HP作成・運営費等)
4. 定例会議費	160,000	定例会議 (交通費実費弁償 平均2,000円×20名×4回)
5. 事務費	273,000	文房具、封筒、郵送料、振込手数料、 コピーメンテナンス料等
6. 保険料	260,000	ボランティア保険(500円×50名) その他の損害賠償保険等
7. 事業立上げ経費	543,000	初期費用 (H29.3月分事務所借上費、礼金、事務所備品等)
合計	11,000,000	

※上記のほか、協議会事務局の運営については、

「神戸市人と猫との共生推進協議会事務局費」補助金 9,000,000 円を充てる。

(内訳)

事務所借上費 672,000 円、光熱水費 96,000 円、通信費 276,000 円、人件費 2 名 6,123,000 円、
社会保険料等 1,833,000 円

会議の公開に関する規程案

平成 29 年 4 月 日 会長決定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、神戸市人と猫との共生推進協議会（以下「協議会」という。）の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第 2 条 協議会の定例会議は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事項を審議、決定する場合であって、会議の一部又は全部を非公開とする旨の議決をしたときは、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例（平成 13 年 7 月条例第 29 号）第 10 条各号のいずれかに該当すると認められる情報を含む事項
- (2) 繁殖制限実施区域に関する情報であって、公にすることにより支障が生じるおそれがある事項
- (3) 構成団体の加入、退会及び除名並びに協力者の登録の取消しについての審議
- (4) その他公開することにより公平かつ円滑な審議の支障となる事項

(傍聴人)

第 3 条 傍聴人の定員は 10 人とする。ただし、会長が特に必要と認める場合は、別に定員を定めることができる。

(会議の開催の周知)

第 4 条 定例会議の開催にあたっては、原則として開催日の 7 日前までに、協議会のホームページ（以下「ホームページ」という。）において、開催日時、開催場所、議題及び傍聴の可否その他必要な事項について周知するものとする。

(傍聴の手続き)

第 5 条 傍聴をしようとする者は、あらかじめ会長に申し出て、傍聴券の交付を受けなければならない。

- 2 傍聴をしようとする者が当該定例会議の傍聴人の定員を超える場合は、抽選により、傍聴券の交付を受ける者を定めるものとする。
- 3 傍聴券の交付を受けた者は、事務局の職員に当該傍聴券を示し、その指示に従わなければならない。
- 4 前 3 項の規定に関わらず、市会関係者、報道関係者等で会長が認めるものは、定例会議を傍聴することができる。

(傍聴できない者)

第 6 条 次の各号にいずれかに該当する者は、定例会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器その他人に危害を加えるおそれのある物品を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 貼紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりその他これらに類似する物を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他これらに類似する物を持っている者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある者

(傍聴人の守るべき事項)

第 7 条 傍聴人は、事務局の職員の指示に従うとともに、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 定例会議における発言に対して、批判を加え、又は公然と賛否を表明する行為をしないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑い、その他これらに類する行為をしないこと。
- (3) はち巻き、腕章、ゼッケン等をせず、その他示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 閲覧用の会議資料を持ち帰らないこと。
- (7) 携帯電話等を使用しないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(撮影等の禁止)

第 8 条 傍聴人は、定例会議において写真、動画等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第 9 条 傍聴人は、定例会議を非公開とする旨の議決があったときは、退場しなければならない。

(違反に関する措置)

第 10 条 傍聴人がこの規程に違反したときは、会長は当該傍聴人を制止し、その指示に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

(会議録)

第 11 条 会長は、定例会議の会議録を作成する。

2 会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開会及び閉会の年月日時
- (2) 会議に出席した者の職氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) 議決事項
- (5) その他会長が必要と認める事項

3 定例会議の会議録及び会議資料は、第 2 条各号のいずれかに該当すると会長が認める事項を除き、ホームページにおいて公開する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 日から施行する。

(参考) 神戸市情報公開条例

第 10 条 (公文書の公開義務)

実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 特定の個人が識別され、若しくは識別されうる情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって次に掲げるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められる情報（いずれの場合も、人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。）
 - ア 公にしないことが正当であると認められるもの
 - イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で個人から任意に提供されたもの
- (2) 法人その他の団体（国並びに地方公共団体及び市が設立した地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの（人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められるものを除く。）
 - ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの
 - イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (3) 公にすることにより、人の生命、身体若しくは健康の保護又は生活の安全の確保に支障を生じ、又は生じるおそれがあると認められる情報
- (4) 実施機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が著しく損なわれ、市民の間に著しい混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすと認められるもの
- (5) 実施機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げる支障を生じると認められるものその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を生じると認められるもの
 - ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を著しく困難にし、又は違法若しくは不当な行為を著しく容易にし、若しくはその発見を著しく困難にするもの
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市若しくは市が設立した地方独立行政法人又は国若しくは他の地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を著しく損なうもの
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行に著しい支障を生じるもの
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を生じるもの
 - オ 市若しくは市が設立した地方独立行政法人又は国若しくは他の地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を著しく損なうもの
- (6) 法令若しくは条例若しくは神戸市会会議規則（昭和 31 年 10 月 20 日市会議決）の定めるところにより、又は法律若しくはこれに基づく政令による明示の指示（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条第 1 号へに規定する指示その他これに類する行為をいう。）により、公にすることができないと認められる情報

構成団体の加入及び退会に関する規程案

平成 29 年 4 月 日 会長決定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、神戸市人と猫との共生推進協議会（以下「協議会」という。）の構成団体の加入及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(加入の申請)

第 2 条 協議会の構成団体として加入しようとするものは、以下に該当する団体とする。

- (1) 神戸市内に活動の拠点を有し、神戸市内において活動の実績があること
- (2) 他の構成団体と相互に連携して、神戸市人と猫との共生に関する条例（平成 28 年 12 月条例第 22 号）の目的を達成しようとするものであること
- (3) 獣医師が組織する団体及び共生推進活動団体にあつては、法人格を有するものであること

2 加入の申請をしようとするものは、様式 1 に定める加入申請書に必要な事項を記入し、会長に正副 1 部ずつを提出するものとする。

(加入の審議)

第 3 条 前条第 2 項の規定により加入申請があつた場合、会長は速やかに定例会議に諮るものとする。

2 会長は、様式 2 により加入申請者に審議の結果等を通知するものとする。

(退会)

第 4 条 協議会の構成団体から退会しようとするものは、様式 3 に定める退会届に必要な事項を記入し、会長に提出するものとする。

2 前項の規定により退会の届出があつた場合、会長は速やかに定例会議に報告するものとする。

(除名)

第 5 条 協議会の構成団体が、協議会の名誉を毀損し若しくは協議会の目的に反する行為をしたとき、その他除名すべき正当な事由があるときは、定例会議の議決により、その構成団体を除名することができる。

2 前項の規定により除名した場合、会長は様式 4 により当該団体に通知するものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 日から施行する。

様式 1 (第 2 条関係)

年 月 日

神戸市人と猫との共生推進協議会会長 様

加 入 申 請 書

{ 獣医師が組織する団体
共生推進活動団体
公共的団体等 } として、貴会に加入し、相互に連携して神戸市人と猫との共生に関する条例の
目的を達成していきたいので、下記により申請します。

記

- 1 団体名
代表者
連絡先
- 2 主な活動の拠点
- 3 これまでの活動実績

様式 2 (第 3 条関係)

年 月 日

様

通 知 書

神戸市人と猫との共生推進協議会 会長

貴団体の申請は、人と猫との共生推進協議会において、承認され（ました・ませんでした）ので、お知らせします。

(非承認の理由)

様式3（第4条関係）

年 月 日

神戸市人と猫との共生推進協議会会長 様

退 会 届

貴会を退会したいと存じますので、下記により届け出ます。

記

- 1 団体名
代表者
連絡先
- 2 退会事由
- 3 退会年月日

様式 4 (第 5 条関係)

年 月 日

様

通 知 書

神戸市人と猫との共生推進協議会 会長

貴団体を、神戸市人と猫との共生推進協議会より除名しましたので、通知します。

協力者の募集及び登録に関する規程案

平成 29 年 4 月 日 会長決定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、神戸市人と猫との共生推進協議会規約（以下「規約」という。）第 2 条第 2 項の規定に基づき、協力者の募集及び登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第 2 条 事務局は、以下に掲げるものについて、協議会のホームページ（以下「ホームページ」という。）において、協力者として常時募集するものとする。

(1) 協議会の実施する野良猫の繁殖制限事業に係る事前調査、周知、捕獲、手術場所への搬入、手術場所から捕獲場所への返還、野良猫への給餌者に対する指導又は助言、並びに事後調査について協力可能な個人又は団体であって、以下に掲げる要件を満たすもの（以下「TNR 協力者」という。）

- ① 原則として、野良猫の繁殖制限のための活動の経験があること。
- ② 別に定める標準手順書に従って作業ができること。
- ③ 作業に自動車を用いる場合にあっては、別に定める保険に加入していること。
- ④ 地域住民や野良猫への給餌者等に対し、穏やかな指導又は助言ができること。
- ⑤ 個人情報等の守秘ができること。
- ⑥ 相互に協力して活動ができること。

(2) 協議会の実施する野良猫の繁殖制限事業における不妊去勢手術が実施可能な獣医師であって、以下に掲げる要件を満たすもの（以下「協力獣医師」という。）

- ① 原則として、神戸市内若しくは神戸市の近接地の動物病院に勤務していること。
- ② 生体への負担をできる限り避けるため、別に定める標準手順書に従って不妊去勢手術ができること。

2 募集にあたっては、事務局は協力内容の概要や経費の負担の有無（有の場合はその額）等の条件その他必要な事項を示すものとし、応募者はこれを承諾したうえで応募するものとする。

(登録)

第 3 条 協力者に応募した個人又は団体が、第 2 条第 1 項各号に定める要件を満たす場合は、事務局は協力者として登録するものとする。

2 協力者を登録した場合、事務局は速やかに当該個人又は団体に通知するとともに、定例会議及び事業部会に報告するものとする。

3 応募した個人または団体が、第 2 条第 1 項各号に定める要件を満たさない場合は、事務局はその旨及びその理由を当該応募者に通知するものとする。

(取下げ)

第 4 条 協力者から登録の取り下げの申し出があった場合は、事務局は登録を取り消すものとする。

2 登録を取り消した場合、事務局は速やかに当該個人又は団体に通知するとともに、定例会議及び事業部会に報告するものとする。

(登録の取消)

第 5 条 協力者が、第 2 条第 1 項各号に定める要件を満たさないことが明らかになった場合その他協力者として不適切と認める場合は、定例会議の決定により登録を取り消すことができる。

2 登録を取り消した場合、事務局は速やかに当該個人又は団体に通知するとともに、事業部会に報告するものとする。

附 則

第 1 条 この規程は、平成 29 年 4 月 日から施行する。

第 2 条 協議会の構成団体又は神戸市が第 2 条第 1 項各号に定める協力を行う場合、この規程による登録を要しない。

実費弁償等に関する規程案

平成 29 年 4 月 日 会長決定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、神戸市人と猫との共生推進協議会（以下「協議会」という。）の会議の開催及び事業の実施に係る実費弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 定例会議に出席した者に対して、自宅又は勤務場所から会議の開催場所までの往復交通費を、上限 3,000 円として支払うものとする。

(事業)

第 3 条 協議会の実施する野良猫の繁殖制限事業に係る事前調査、周知、捕獲、手術場所への搬入、手術場所から捕獲場所への返還、野良猫への給餌者に対する指導又は助言、地域猫活動団体への支援又は助言並びに事後調査等の現地作業に従事した構成団体又は協力者（地区別計画に定める人数を上限とする）に対して、1 人 1 日あたり 3,000 円（作業に自動車を用いた場合にあっては、1 台 1 日あたり 1,000 円を加算）を支払うものとする。

2 前項の支払い申請にあたっては、別に定めるところにより、事務局に作業報告書を提出し、その承認を得なければならない。

第 4 条 協議会の実施する野良猫の繁殖制限事業に係る不妊去勢手術を実施した協力獣医師に対して、不妊去勢手術費用として 1 匹あたり 8,000 円（税込）を上限として支払うものとする。

2 前項の支払申請にあたっては、別に定めるところにより、事務局に作業報告書を提出し、その承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 日から施行する。

傷害補償及び賠償責任補償に関する規程案

平成 29 年 4 月 日 会長決定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、神戸市人と猫との共生推進協議会規約第 11 条の規定に基づき、協議会の業務に係る傷害補償又は賠償責任補償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の責任の範囲)

第 2 条 協議会の業務を実施するにあたり、自ら傷害を負ったとき又は第三者に損害を与えたときは、当事者に故意又は重大な過失がある場合及び自動車の使用に関する場合を除き、協議会がその責を負う。

2 協議会の構成団体に属する個人又は個人たる協力者が協議会の業務を実施するにあたって生じた傷害補償及び損害賠償補償のため、協議会は、当該個人を兵庫県ボランティア・市民活動災害共済（以下「ボランティア共済」という。）に加入させる。

(ボランティア共済に係る細目)

第 3 条 ボランティア共済の保険約款等に定める加入等の手続については、事務局が行うものとし、その保険料については協議会が負担する。

2 協議会の構成団体又は協力者は、毎年度又は異動が生じる都度、必要な名簿を作成し、事務局に提出する。

3 保険金を請求する必要が生じたときは、事務局に直ちに連絡するものとし、事務局は保険金請求に必要な証明書等を作成する。

4 損害賠償に関する請求が協議会に対して行われた場合、その損害賠償金については当該個人がボランティア共済から支給される保険金をもって充てる。

5 協議会の構成団体に属する個人又は個人たる協力者が既にボランティア共済の被保険者である場合、協議会はその保険料を負担しない。ただし、この場合においても、第 2 項から第 4 項の規定を適用する。

(自動車の使用に係る自賠責保険及び任意保険)

第 4 条 野良猫の繁殖制限事業に係る事前調査、周知、捕獲、手術場所への搬入、手術場所から捕獲場所への返還、地域猫活動団体への支援又は助言、野良猫への給餌者に対する指導又は助言並びに事後調査にあたり、協議会の構成団体又は協力者が自動車を使用する場合、必ず自動車損害賠償責任保険及び任意保険に加入しているものとし、自動車の使用中に生じた傷害補償及び損害賠償補償については、ボランティア共済により補償されるものを除き、これらの保険によるものとする。

2 協議会の構成団体又は協力者は、毎年度又は異動が生じる都度、自動車を使用する者の名簿、使用する自動車の車検証並びに当該自動車が自動車損害賠償責任保険及び任意保険に加入していることを証する書類の写しを事務局に提出する。

(その他の損害賠償)

第 5 条 前 2 条に規定する場合以外の協議会に対する損害賠償請求に対応するため、管理者賠償責任及び情報漏えい賠償責任に係る保険に加入する。

2 誤って飼い猫に不妊去勢手術を実施した場合など、前 2 条及び前項の保険金により対応できない場合に備え、協議会は毎年度予算を計上するものとする。

附 則

この規定は、平成 29 年 4 月 日から施行する。

事業部会運営規程案

平成 29 年 4 月 日 会長決定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、神戸市人と猫との共生推進協議会規約（以下「規約」という。）第 7 条第 1 項に規定する事業部会（以下「部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第 2 条 部会の構成団体は別表のとおりとする。

2 部会長は、部会の構成団体から選出された者の互選により定める。

(部会の開催)

第 3 条 部会は、必要に応じて開催する。

2 部会の召集は、部会長が行う。

3 部会長が必要と認めるときは、部会の構成団体以外のものに出席を求めることができる。

(地域猫活動支援制度と連携した野良猫の繁殖制限事業)

第 4 条 規約第 4 条第 1 項に規定する野良猫の繁殖制限は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 野良猫の繁殖制限を実施する区域（以下「繁殖制限対策区域」という。）は、次に掲げる区域のうちから、野良猫に関する苦情の状況、野良猫の生息状況及びその他の状況に配慮して選定し、及び順序付けを行う。この場合において、部会は地域猫活動が推進されるよう十分な配慮を行わなければならない。

- ① 地域猫活動団体又は地域の住民団体等から野良猫の繁殖制限に係る要望がある区域
- ② 構成団体又は協力者が野良猫の繁殖制限が必要と認める区域
- ③ その他、野良猫の繁殖制限が必要と考えられる区域

(2) 部会は、猫の生態や行動範囲を考慮し、繁殖制限対策区域を決定するとともに、区域ごとに地区別計画を策定し、作業班を編成する。

(3) 地区別計画を策定するにあたり、必要に応じ、事前調査を実施する。

(4) 繁殖制限事業の効果を検証するため、必要に応じ、事後調査を実施する。

2 地域猫活動団体に対する支援又は助言は、次に掲げる場合に実施する。

(1) 地域猫活動団体から野良猫の捕獲その他地域猫活動の推進に関する支援を求められた場合

(2) その他地域猫への給餌及びふん尿の処理、並びに地域とのコミュニケーションに関し、助言が必要と認められる場合

(野良猫への給餌及びふん尿の処理に関する指導又は助言)

第 5 条 規約第 4 条第 2 項に規定する野良猫への給餌及び猫のふん尿の処理に関する指導又は助言は、次に掲げる場合に実施するものとする。

(1) 前条の繁殖制限事業を実施するにあたり、適切とはいえない給餌者を発見した場合

(2) 繁殖制限を実施した地区において、不妊去勢手術済みの野良猫の管理を行おうとする地域住民からの要請がある場合

(3) その他野良猫への給餌及びふん尿の処理に関し、指導又は助言が必要と認められる場合

(猫の譲渡の推進に関する事業)

第 6 条 規約第 4 条第 3 項に規定する猫の譲渡の推進に関する事業は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 猫の譲渡会であって以下に掲げる要件をみたすもの（保護猫カフェ等常時譲渡を行っているものを含む。）の情報を集約し、協議会のホームページを用いて情報発信する。なお、譲渡会の情報は、当該譲渡会の開催者より提供を受けたものとし、要件を満たさない又は不適切と認める場合は、情報発信を停止又は拒否するものとする。

- ① 動物愛護思想の高揚及び動物の適正管理の普及啓発を目的とし、神戸市人と猫との共生に関する条例（平成 28 年 12 月条例第 22 号）の趣旨に賛同する団体又は個人が開催するものであること。
- ② 譲渡に供する猫の飼養管理を一時的に飼養保管する場所が確保されており、当該飼養保管場所及び譲渡会開催場所における猫の取扱いが、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）及び家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成 14 年環境省告示第 37 号）を遵守したものであり、また、第二種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（平成 25 年環境省告示第 47 号）に準じて行っていること。
- ③ 譲渡時に当該猫の飼養管理に要した実費以上の費用負担を譲受け者に求める等、営利を目的とした譲渡を行っていないこと。
- ④ 譲渡会を開催する場所の利用について、所有者等の許諾を得ていること。
- ⑤ 譲受け希望者に対する審査を行い、適正に飼養できると判断した者に譲渡を行っていること。
- ⑥ 譲渡する猫は主として神戸市内で保護したものであること。
- ⑦ その他事業部会が定める要件

(2) 神戸市内において猫の譲渡会を開催することのできる場所及び日時等（以下「譲渡会場情報」という。）についての情報を集約し、構成団体又は譲渡会を開催しようとする者（譲渡会は第 1 号各号に掲げる要件を満たすものに限り）からの求めに応じて情報提供する。なお、譲渡会場情報は、当該場所の使用について権原を有する者より提供を受けたものとし、不適切と認める場合は、情報提供を停止又は拒否するものとする。

(報告)

第 7 条 実施した事業の結果に関しては、定例会議に報告するものとする。

(委任)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、必要な細目は部会長が定める。

(庶務)

第 9 条 部会の庶務は、事務局が処理する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

公益社団法人 神戸市獣医師会
特定非営利活動法人 神戸猫ネット